

温室効果ガス排出削減計画書、変更後の温室効果ガス排出削減計画書及び  
温室効果ガス排出削減計画実績報告書に係る評価指針

第1 趣旨等

岐阜県地球温暖化防止及び気候変動適応基本条例（平成21年岐阜県条例第21号。以下「条例」という。）第15条第1項の規定に基づく温室効果ガス排出削減計画書、変更後の温室効果ガス排出削減計画書及び温室効果ガス排出削減計画実績報告書（以下「計画書等」という。）の評価の運用に当たり必要な事項を定める。

第2 評価の通知

計画書等の各評価項目に対する評価について、別記第1号様式により通知することとする。

第3 助言

計画書等の各評価項目に対する評価のいずれかがB又はCである者に対して、必要に応じて助言するものとする。

附則

- 1 本評価指針については、令和4年4月1日から施行する。

別記第1号様式

令和 年 月 日  
第 号

様

岐阜県知事 古田 肇

評価決定通知書

令和 年度に提出のありました温室効果ガス排出削減計画書(温室効果ガス排出削減計画実績報告書)の評価は、下記のとおりです。

記

- 1 温室効果ガス総合排出量の削減率 ( )
- 2 温室効果ガス総合排出原単位の削減率 ( )
- 3 温室効果ガスの排出を抑制するために実施する(した)措置の実施率 ( )